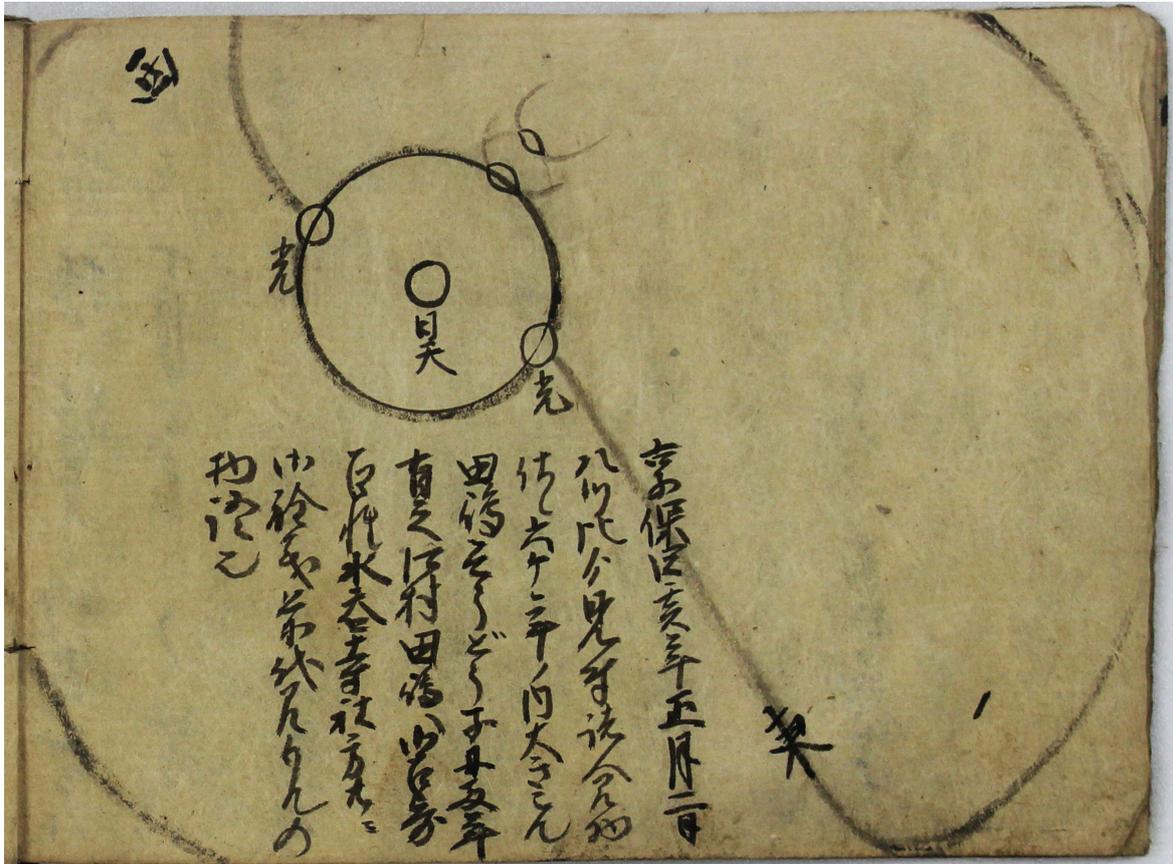


福島県史料情報

第64号 令和4年(2022)10月



享保15年正月付「一代日記并萬覚書」(松枝岐村文書291)に描かれた、享保4年の内暈・幻日・幻日環などの図

星縫殿右衛門の一代記と大気光学現象

会津郡松枝岐村の星縫殿右衛門(一六九二—一七四二)は、享保十五年(一七三〇)正月、自らの生涯での出来事を「一代日記并萬覚書」(松枝岐村文書二九一)に纏め始めた。記録は元禄十二年(二六九九)に遡って始まり、当時までを振り返った上、以降も記述を続けた。養子縫殿助が家を継いだ後は彼が引き継ぎ、縫殿右衛門死後も寛延二年(二七四九)まで書き継いだ。本書は、星家・松枝岐村・会津地方に関わる天変地異・事件などが記されており、主観性や、伝聞に基づく不正確性を含む余地はあるが、星家が注目し、影響を受けた事柄に触れることができる貴重な庶民生活史料である。

享保四年正月二日条では、午後二時頃に縫殿右衛門が上図の大気光学現象を目撃し、多くの人々も見物したという。図の日天(太陽)の周りの円は「日暈」(ハロー)の内暈を表している。日暈は、巻層雲(薄雲)などが太陽を覆う際、光が雲の氷片に反射することで、太陽周囲に現れるやや赤みがかつた白色の光の環である。内暈の上かつ日天の左右にある二つの光の玉は、太陽に似た光像「幻日」であり、幻日から伸びる楕円を描く線は幻日環であろう。また、内暈上部の楕円の光像と線は上部タンジェントアーク(上端接弧)を、その上の光像と線はパリアークを、図左の上下端の線は外暈の一部を、それぞれ表すとみられる。なお、観測地の記述は無い。図を描いた縫殿右衛門は、さらに六年間続いた大飢饉と享保五・六年の百姓一揆「南山御蔵入騒動」に触れ、前代未聞と述べており、目の当たりにした空の現象を凶兆と認識したとみられる。簡略な絵図で情報は限定的ではあるものの、稀な複数の大気光学現象の発生を目撃し、描画した点において、気象学史の貴重な基礎史料である。

(小野孝太郎)

相撲年寄木村豊七の手紙

本誌前号掲載の拙稿「相撲行司木村庄之助の手紙」の末尾で、木村庄之助が相撲年寄木村豊七に宛てた手紙や免許状がなぜ現在の塙町の名主文書である菊池義衛家文書に残されているのかを新たな疑問として挙げた。その後の調査で理由が判明したので紹介をしたい。

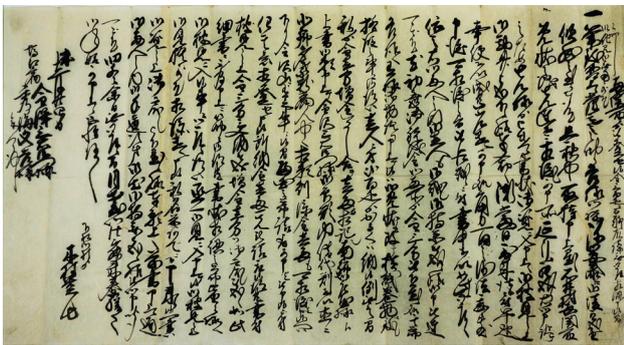
手掛かりとなったのは、やはり同家文書に含まれる「書状」(同家文書三五五)で、木村豊七から塙郷宿(現塙町)の金澤三右衛門と秀ノ海又吉に宛てたものである。石井村の「両関取」への「免状」発給が遅れたことが詫びられており、「御申訳ケのため先様方被遣候書状御覽ニ入」れるので「御披見之上御勘弁」いただきたいと記されている。

この書状の日付は「未十二月廿四日」なので、文中の「免状」を文化八年(一八一二)十一月付の「免許」(同家文書五八〇、本誌第四十七号参照)、「先様方被遣候書状」を十一月五日付の「木村庄之助書状」(同家文書五八一、本誌第六十三号参照)とすると、時系列的にも内容的にもつじつまが合う。

つまり、文化八年に木村豊七が石井村の若者二名を門弟としたが、免許状の発給が遅れ、十一月になって

ようやく木村庄之助から木村豊七に送られてきた。翌月、豊七は石井村の關係者に免許状を転送したが、手続が遅れたのは自らの怠慢のせいではないことを示すため、庄之助からの手紙も同封した。その際、「私名前あてニ而申来候一書ハ御覽之上御戻し被下置」と、庄之助の手紙については返送を求めていたが果たさず、結果として免許状とともに名主文書の一部として引き継がれたとあったところであろう。

これらのことから、当時の石井村からは少なくとも二名の力士が輩出されており、相撲年寄の木村豊七にとつて貴重な人材供給地であったことが窺われる。(山田 英明)



〔書状〕(菊池義衛家文書 355)

仁賀保家にまつわる疫病神の詫び証文と宿札

伊達郡立子山村(現福島市)旧家文書に、疫病神に関する「差上申一札之事」(朝倉一郎家文書一七)が含まれている。文政三年(一八二〇)九月十五日、「役病神中」が「伊賀保大膳」「伊賀保金七郎」に差し出したもので、宛名の誤記などを含むが、旗本の仁賀保家にまつわる偽文書「疫病神の詫び証文」である。

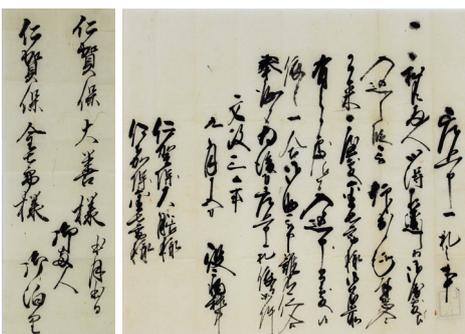
近世後期、仁賀保大膳の江戸屋敷に入り込んだ疫病神を仁賀保金七郎が捕らえ、厄病神は命乞いの末、詫び証文を差し出したと巷で噂となる。これが疫病神の詫び証文である。本書でも、疫病神らが屋敷に入ったことを詫び、仁賀保家屋敷と金七郎の名前がある所に立ち入らないと約し、助命されたことを感謝している。この証文により、仁賀保家では疫病が流行らず、仁賀保金七郎と記したものを門戸に貼ると疫病に罹らないと評判になった。なお、大膳・金七郎の人物比定の候補は挙がっているが、確定には至っていない。

疫病神の詫び証文研究の第一人者大島建彦氏によれば、本書に類する証文は、東京都・神奈川県・栃木県・埼玉県など主に関東に伝存しているとされる。書写によるためか、年代・

人名・文言に異同はあるが、仁賀保家にまつわる疫病除けのまじないの広範囲への伝播を示しており、本書は、新たに福島県の事例を加えることができる点で有意義である。

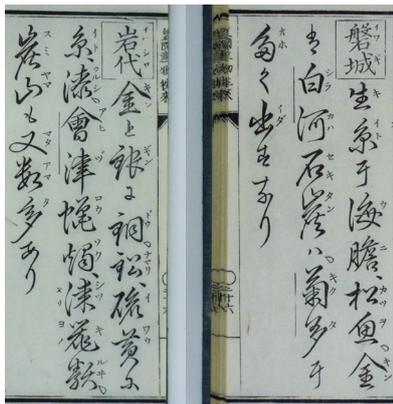
さらに、会津郡小池村(現下郷町)旧家文書の「仁賀保大善・仁賀保金七郎宿札」(渡部周一家文書五)は、紙に墨書で、本日この家に仁賀保大膳・金七郎が宿泊する旨を明記している。門戸に貼ると、金七郎を恐れる疫病神が近寄らず、疫病除けに期待された。証文と併せて、県内における仁賀保家にまつわるまじないの伝播実態を示す史料である。

最後に、証文に記された文政三年は、疫病流行の記録が複数史料に存在する。本誌第五十七号の文政二年「神蛇魚」伝播と同様に、疫病神の詫び証文の伝播も、疫病流行とともに理解すべきである。(小野 孝太郎)



右:「差上申一札之事」(役病神詫び証文)(朝倉一郎家文書 17)、左:「仁賀保大善・仁賀保金七郎宿札」(渡部周一家文書 5)

『皇国産物往来』と
明治期ふくしまの物産



明治6年9月付『皇国産物往来』上
(杉内重義家寄贈文書(その2) 295)

『皇国産物往来』は、明治六年(一八七三)九月に上・下二巻二冊で刊行された往来物に分類される書籍である。作者は片山勤で、榎木正太郎が補綴し、挿絵は月岡派の浮世絵師であった松川半山(直水)の手になる。題字と序文は教部省権大教正で歌人の三條西正季が作成し、その序文は児島晴海が謹書している。

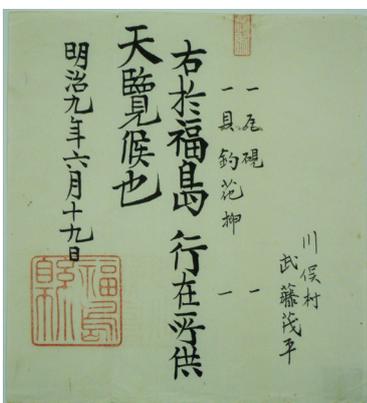
この本は内容から分類すると、地理系の往来物に属し、五畿七道の各国・地域別に、地勢・石高・沿革・物産品が記されている。文章は、漢字・平仮名交じりの七五調で書かれている。列挙されている物産品は、その地域での近世からの特産品と一致し、近代化の課題であった富国強兵策をも意識したものである。

『皇国産物往来』で記された国別でいうと、現在の福島県は磐城国と岩代国に該当する。明治六年の磐城国は、白河(西白河)・石川・田村・菊多・白川(東白川)・磐前・磐城・檜葉・標葉・行方・宇多・亘理・刈田・伊具の十四郡で構成されていた。岩代国は、会津・大沼・耶麻・河沼・岩瀬・安積・安達・信夫・伊達の九郡から成っていた。

磐城国では、養蚕による生糸や、海膽・松魚の海産物が特産物として挙げられている。また、白河郡では金が、菊多郡では石炭が多く産出すると特筆されている。俳人松江重頼の編で寛永十五年(一六三八)に成立した俳諧作法書の『毛吹草』には、「岩城宇尔、カザ醬トモ云」とあり、古くからこの地域の特産品であったことが知られるのである。金は白河郡の金山(白河市表郷金山)の産出と考えて良いであろう。

岩代国では、金・銀・銅・鉛・硫黄の鉱物資源が挙げられ、半田銀山(桑折町)を始めとした江戸時代以来の幾つもの鉱山の存在によるものである。信達地域で盛んな養蚕業を背景とした紡績による糸も記されている。また、会津地方で隆盛をみたら漆・蠟燭・漆器類も記され、これらは『毛吹草』にも載せられている。炭山は、豊富な山林資源と高度な技術によるものである。(渡邊智裕)

天覧に供された
武藤茂平の文化財



明治9年6月19日付(達)
(神林立夫氏寄贈文書 66)

明治九年(一八七六)に举行された明治天皇の東北・北海道巡幸に際して、旧福島県参事山吉盛典は六月十三日に白坂(白河市白坂)で明治天皇を奉迎した。明治天皇一行は、二十三日には貝田村(国見町貝田)を過ぎて、当時磐前県であった越河村(宮城県白石市越河)で磐前県令村上光雄の奉迎を受けたのである。旧福島県に滞在した十一日間に、旧福島県側では天覧に供するため各地で大小様々な陳列会を設けた。具体的事例を挙げれば、十三日には白河行在所となった芳賀源左衛門宅、十四・十五日には須賀川行在所の第八区会所、十六日には桑野村(郡山市桑野)行在所となった開成館、十七・十八日には二本松行在所の第五区会所、十九日には福島行在所と

なつた福島中学校等である。なお、このような陳列会は旧福島県だけではなく、巡幸に該当した府県ではどこでも実施している。これは、各府県がそれぞれの歴史と産業を天皇に説明し、府県の実情を知ってもらおう目的があったためである。旧福島県は、六月十九日に福島行在所の福島中学校で、県内各地の寺社や旧家に所蔵されている古文書・系図・和歌色紙・絵画・刀剣・甲冑・茶器・土器・古鏡・曲玉・化石・埋れ木・鉱石・縞木綿・繭・生糸・シナ織等を大規模に陳列し、それらは天覧に供されたのである。

左上图は天覧に際し、川俣村(川俣町)の地域名望家であった武藤茂平が瓦硯と貝釣花挿を出品し、旧福島県が茂平に与えた証書である。武藤家は、江戸時代以来「縮緬屋」の屋号で知られている家でもある。武藤茂平は、一般に古閑裕而(本名勇治)の母方の伯父として知られているが、この文書の茂平は襲名年代から裕而の祖父の可能性が高い。

福島町の萱間三太は、福島中学校で陳列された物を古器物・古書画・物産に分類し、出品者の名を記して明治九年九月九日に『天覧物品記』を刊行した。萱間自身も出品者の一人であり、刊行の目的は出品者の榮譽を永く記録し、相互に出品物を知るためでもあった。(渡邊智裕)

なつた福島中学校等である。なお、このような陳列会は旧福島県だけではなく、巡幸に該当した府県ではどこでも実施している。これは、各府県がそれぞれの歴史と産業を天皇に説明し、府県の実情を知ってもらおう目的があったためである。旧福島県は、六月十九日に福島行在所の福島中学校で、県内各地の寺社や旧家に所蔵されている古文書・系図・和歌色紙・絵画・刀剣・甲冑・茶器・土器・古鏡・曲玉・化石・埋れ木・鉱石・縞木綿・繭・生糸・シナ織等を大規模に陳列し、それらは天覧に供されたのである。

なつた福島中学校等である。なお、このような陳列会は旧福島県だけではなく、巡幸に該当した府県ではどこでも実施している。これは、各府県がそれぞれの歴史と産業を天皇に説明し、府県の実情を知ってもらおう目的があったためである。旧福島県は、六月十九日に福島行在所の福島中学校で、県内各地の寺社や旧家に所蔵されている古文書・系図・和歌色紙・絵画・刀剣・甲冑・茶器・土器・古鏡・曲玉・化石・埋れ木・鉱石・縞木綿・繭・生糸・シナ織等を大規模に陳列し、それらは天覧に供されたのである。

会津開産社設立計画と 旧会津藩士族就産事業

明治十五年(一八八二)六月、旧会津藩士族一万一四九一人より就産起業資本金の貸与を願う陳情書が県に提出された。

藩の消滅により職を失った士族をめぐむ問題は旧会津藩に限った話ではないが、同藩は県内屈指の大藩で藩士の数も多かったため事態はより深刻であった。そこで彼らは、補助金を元手に「会津開産社」という団体を設立し、産業に従事することで自活をはかろうと試みたのである。

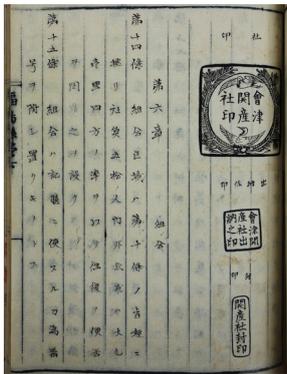
陳情書にはそのための具体的な方策を記した「会津開産社概則目録」(明治・大正期の福島県庁文書「二七七六所収」)が添付されており、それによると、社員として加盟した旧会津藩士族は社を通じて営業資本金を借り受け(無利息・二十四年賦)、養蚕・織物・漆器・陶器・金物・畳表のいずれかの事業に取り組みとされた。ただし、「怠惰ニシテ営業ヲ勉勵セサルモノ」に対しては即時に返納させると定められている。

また、社員は利益の一部を社に納めるほか、「各自営業純益ノ内ヲ以テ全戸老幼或ハ痲疾者ノ恤救ニ供スルノ義務ヲ尽スヘシ」ともあり、同社が個人の自活に留まらず旧会津藩

士族全体の救済を目指していたことが窺われる。

ちなみに、事業に従事する人数は九九六七人(養蚕三五二〇人、織物三二六三人、漆器一三五一人、陶器一二八三人、金物四一六人、畳表一三四人)と試算されており、戊辰戦争から十五年を経た段階でも、これだけの旧会津藩士族が定職に恵まらず困窮していたことになる。

この陳情書を受け取った三島通庸県令は農商務省と協議し、同年九月に国からの補助金支出を実現した。この素早い対応については、会津地方の諸問題をかつての支配者である旧会津藩士族を使って抑え込ませるための懐柔策と見ることもできるが、約一万人にのぼる生活に窮した彼らの存在は福島県にとって深刻な行政課題といえ、それはそれで放置することはできなかつたであろう。以後、福島県では北会津郡若松に勸業課出張所を設け、旧会津藩士族の就産事業に取り組んでいくことになる。(山田英明)



会津開産社概則目録
(明治・大正期の福島
県庁文書 2776 所収)

令和四年度行事予定 (令和四年十月〜令和五年三月)

一、展示公開

収蔵資料展「疫病に負けるな！

―ふくしまの近世・近代疫病史―

主に江戸・明治時代にふくしまで流行した疫病や、疫病に関わる資料を展示し、人々がどのように疫病と向き合い、いかにして乗り越えてきたのかを振り返ります。十月二十四日(月)に展示替えを行い、翌二十五日(火)から後期展示となりました。

【会期】開催中(十二月十一日(日)〜十二月四日(日))午後一時から一時

【解説会】十一月三日(木・祝)、

十二月四日(日)午後一時から一時

間程度(要事前予約制)

収蔵資料展「新公開史料展」

『福島県歴史資料館収蔵資料目録』第五十三集に収録された、大沼郡三島町にゆかりのある「河越卿家

文書(その三)」を展示します。

【会期】一月七日(土)〜三月

二十六日(日)

歴史資料館移動展「ドラマになった

ふくしまゆかりの人々

―五代友厚・渋沢栄一・古閑裕而―

平成二十八年(二〇一六)・令和

二・令和三年度に当館で開催したト

ピックス展示等を再構成し、ドラマ

になったふくしまゆかりの人々に関

する史料を展示しています。また、

福島を生きる講座第四回「史料で読

むドラマの主人公たち―五代友厚・

渋沢栄一・古閑裕而―も開催(十

福島県史料情報
第64号 令和4年10月25日

編集・発行
公益財団法人 福島県文化振興財団

福島県歴史資料館
〒960-8116 福島市春日町5-54
TEL 024-534-9193 FAX 024-534-9195
URL <https://www.fcp.or.jp/history/>
E-mail history@fcp.or.jp

する史料を展示しています。また、福島を生きる講座第四回「史料で読むドラマの主人公たち―五代友厚・渋沢栄一・古閑裕而―」も開催(十月二十二日(土)午後二時〜三時三十分、福島県立図書館講堂)。

【会期】開催中(十一月三日(木・祝)〜【会場】福島県立図書館展示コーナー(福島市)

二、地域史研究講習会
歴史資料の保存と活用について関心を高めていただく機会として、三名の講師が各自のテーマで最新の研究成果を講演・報告します。

【日時】十一月六日(日)午前十時二十分〜午後三時四十五分

【会場】とうほう・みんなの文化センター(福島県文化センター)二階会議室

【定員】定員百二十名
※十月十八日(火)に締め切りしました。